平成 23 年 7 月 21 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 マ ル マ エ
代表者名　代表取締役社長　前田　俊一
（ コード番号：6264　東証マザーズ ）
問合せ先　取締役ＩＲ担当　藤山　敏久
（ TEL. 0996-64-2900 ）

第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 19 日付「事業再生ＡＤＲ手続の成立に関するお知らせ」で公表しましたとおり、事業再生ＡＤＲ手続において成立した事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）に基づく施策の実施に向けて、本日開催の取締役会において、本日別途公表しました「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」及び「定款一部変更に関するお知らせ」と併せて、以下のとおり、第三者割当により募集株式(Ａ種優先株式)を発行すること（以下「本件第三者割当」といいます。）について平成 23 年８月 19 日に開催を予定している臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本件第三者割当は、本臨時株主総会の特別決議により、本件第三者割当に必要な定款変更、本件第三者割当に関する議案が承認されること等を条件としております。

１．募集の概要

（１）	払　込　期　日	平成 23 年８月 31 日
（２）	発 行 新 株 式 数	246 株
（３）	発　行　価　額	1 株につき 1,000,000 円
（４）	調 達 資 金 の 総 額	246,000,000 円
（５）	募集又は割当方法（割 当 予 定 先）	第三者割当の方法により、株式会社鹿児島銀行に 218 株、株式会社商工組合中央金庫に 28 株を割り当てる。
（６）	そ　の　他	上記各号については、平成 23 年８月 19 日開催予定の本臨時株主総会において、本件第三者割当に関する議案の特別決議による承認及びＡ種優先株式の発行に必要な定款変更案の承認を得ることを条件とする。詳細は別紙をご覧下さい。

２．募集の目的及び理由

当社は、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、取引先金融機関の一部に対して債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の方法により株式発行を行うことが不可欠であると判断し、株式会社鹿児島銀行（以下「鹿児島銀行」といいます。）、及び株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」といいます。また、以下、鹿児島銀行及び商工組合中央金庫をあわせて「割当先」といいます。）に対して第三者割当の方法によりＡ種優先株式を発行することにいたしました。

本件第三者割当は、本事業再生計画に基づく施策の実施の一環として行われるものです。本事業再生計画の概要は、平成 23 年 7 月 19 日付で公表いたしました「事業再生ＡＤＲ手続の成立に関するお知らせ」をご参照下さい。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

本件第三者割当は、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法を採用するため、資金の調達はなく、Ａ種優先株式の払込金額の総額である 246,000,000 円の当社の有利子負債が減少することになります。

（２）調達する資金の具体的な使途

前記のとおり、資金の調達はありません。

（３）調達する資金の支出予定時期

前記のとおり、資金の調達はありません。

４．資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）は、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るべく、事業再生ＡＤＲ手続において全対象債権者にご同意を頂いた本事業再生計画に基づく施策の実施の一環として行われるもので、当社にとって資金使途の合理性があるものと考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、財務体質の抜本的な改善を図るとともに、平成 23 年８月期における債務超過を回避し株式上場の維持を目指すため、本事業再生計画に基づき、割当先に、当社に対する貸付債権の現物出資をしていただき、Ａ種優先株式を発行することにより、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)を行い、Ａ種優先株式の払込金額の総額に相当する額の当社有利子負債を圧縮させる金融支援を受けるものであります。このような本件第三者割当の目的、当社の置かれた事業環境及び財務状況並びにＡ種優先株式の商品性等を総合的に考慮した上で、本件第三者割当による優先株式発行の対象である割当先が当社に対して有する貸付債権の一部（合計 246,000,000 円）と同一の金額を払込金額としております。

Ａ種優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であるため、会社法上、払込金額が株式を引き受ける者に特に有利な金額であるとされる可能性が存すること、また本件第三者割当は希薄化率が 25%以上となる可能性があることから、Ａ種優先株式の発行は、本臨時株主総会において特別決議による承認が得られることを条件としております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

Ａ種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。現時点において取得請求権における交付価額を算定することができないことから、Ａ種優先株式の交付価額をＡ種優先株式の発行決議日の前営業日(平成 23 年 7 月 20 日)における終値(43,000 円）と仮定すると、平成 23 年 7 月 20 日現在の当社普通株式の総議決権数 17,446 個に対する潜在議決権数 5,720 個の比率は、32.79%（小数点以下第 3 位を四捨五入）となります。

また、今後の株価の動向如何によっては希釈化の規模が変動する可能性がありますが、交付価額の下限は 27,000 円と決定しているため、今後の株価の動向如何にかかわらず最大の希薄化率は以下のとおり計算されます。

	平成 23 年 7 月 20 日現在
総議決権数	17,446 個
最大潜在議決権数	9,111 個
希薄化率	52.22%

（注）1. 当社は、平成 23 年 6 月 16 日付「自己株式の無償取得に関するお知らせ」で公表しましたとおり、同日付で筆頭株主である当社代表取締役社長前田俊一より 1,094 株を無償で取得し、平成 23 年 7 月 20 日現在自己株式として保有しております。従って、同日現在の総議決権数は、同日現在の当社普通株式の発行済株式総数 18,540 株から当社自己株式 1,094 株を控除して算出しています。

（注）2. 希薄化率は、（最大潜在議決権数÷現在における総議決権数）×100%（小数点以下第 3 位を四捨五入） により算出しています。

（注）3. 最大潜在議決権数は、全ての取得請求権が交付価格 27,000 円で行使された場合において交付されるべき議決権数をいいます。但し、交付価額の調整による影響は考慮していません。

上記のとおり、A種優先株式が普通株式に転換された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、当社が置かれた事業環境及び財務状況に鑑み、当社としては、本件第三者割当は、本事業再生計画実施の一環として、当社の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的に財務体質を改善するために必須と判断しております。

6．割当先の選定理由等

（1）割当先の概要

①鹿児島銀行

（1）	名称	株式会社　鹿児島銀行
（2）	所在地	鹿児島県鹿児島市金生町 6 番 6 号
（3）	代表者の役職・氏名	取締役頭取　上村 基宏
（4）	事業内容	銀行業、リース業、その他
（5）	資本金	18,130 百万円
（6）	設立年月日	昭和 19 年 2 月 1 日
（7）	発行済株式数	210,403,655 株
（8）	決算期	3 月 31 日
（9）	従業員数	2,616 名（連結）
（10）	大株主及び持株比率	財団法人岩崎育英奨学会　8.96%
（11）	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社監査役に割当先出身者が 1 名。
	取引関係	預金・借入金等
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

（12）　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
連結純資産	227,410	248,984	250,368
連結総資産	3,176,656	3,353,702	3,494,645
1 株当たり連結純資産(円)	1,045.69	1,146.00	1,149.63
連結経常収益	82,578	80,931	81,078
連結経常利益	11,153	16,104	13,154
連結当期純利益	6,720	9,300	7,135
1 株当たり連結当期純利益(円)	32.00	44.28	33.98
1 株当たり配当金(円)	8.00	9.00	8.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

②商工組合中央金庫

（1）	名　　称	株式会社商工組合中央金庫
（2）	所　在　地	東京都中央区八重洲二丁目 10 番 17 号
（3）	代表者の役職・氏名	取締役社長　関 哲夫
（4）	事　業　内　容	銀行業、リース業、その他
（5）	資　　本　　金	218,653 百万円
（6）	設　立　年　月　日	昭和 11 年 12 月
（7）	発 行 済 株 式 数	2,186,531,448 株
（8）	決　　算　　期	３月 31 日
（9）	従　業　員　数	4,300 名（連結）
(10)	大株主及び持株比率	財務大臣　46.46％
(11)	当事会社間の関係	
	資　本　関　係	該当事項はありません。
	人　的　関　係	該当事項はありません。
	取　引　関　係	預金・借入金等
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(12)　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 21 年３月期	平成 22 年３月期	平成 23 年３月期
連　結　純　資　産	685,116	847,960	860,527
連　結　総　資　産	10,913,262	12,090,335	12,135,664
１株当たり連結純資産(円)	128.89	134.75	140.52
連　結　経　常　収　益	122,294	239,943	231,459
連　結　経　常　利　益	△6,036	12,690	29,109
連　結　当　期　純　利　益	△3,719	6,704	15,867
１株当たり連結当期純利益(円)	△1.70	3.07	7.28
１株当たり配当金(円)	普通株式(政府以外分) 1.50 普通株式(政府分) 0.50	普通株式(政府以外分) 3.00 普通株式(政府分) 1.00	普通株式(政府以外分) 3.00 普通株式(政府分) 1.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

※　なお、上記割当先より割当先、割当先の役員又は株主が反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。株式会社鹿児島銀行につきましては、株式会社東京証券取引所の第一部に上場しており、その開示情報並びに、取引関係等当社の認識している情報も踏まえ、同社が反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。また、株式会社商工組合中央金庫につきましては、当社において、同社及び同社の役員または主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係が無いことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（２）割当先を選定した理由

本件第三者割当は、事業再生ＡＤＲ手続における本事業再生計画に基づく施策の実施の一環として行われます。Ａ種優先株式の出資の目的とする財産の内容は、割当先が保有する当社に対して有する貸付債権の一部であり、これにより当社の有利子負債が圧縮され、財務体質の改善を図ることが可能となります。かかる理由により、当社は割当先に対してＡ種優先株式を割り当てることといたしました。

（３）割当先の保有方針

当社と割当先との間において、本件優先株式の保有に関する取り決めはございません。

当社は、割当先に対しA種優先株式の発行期日から２年以内に譲渡する場合に、その内容を当社に報告する旨及び当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所へ報告する旨並びに当該報告内容が公衆縦覧に供される旨の確約を得る予定であります。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本件第三者割当は、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法を採用するため、払込みの確実性については問題ないと判断しております。

７．募集後の大株主及び持株比率

（１）普通株式

募集後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては、A種優先株式による潜在株式数につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから計算に含めておりません。

募集前（平成23年６月15日現在）		募　集　後
前田 俊一	55.90%	同左
前田 美佐子	4.53%	
前田 良子	1.62%	
五十嵐 光栄	1.40%	
マルマエ共栄会	1.02%	
小出 卓	0.94%	
平岩 靖	0.69%	
出口 勝志	0.62%	
マルマエ従業員持株会	0.57%	
齊脇 和紀	0.56%	

（注）平成23年６月16日付「自己株式の無償取得に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社は、同日付で筆頭株主である当社代表取締役社長前田俊一より発行済株式総数の5.90%にあたる1,094株を無償で取得いたしました。

（２）優先株式

・A種優先株式

募　集　前	募　集　後	
該当なし	株式会社　鹿児島銀行	88.62%
	株式会社商工組合中央金庫	11.38%

８．今後の見通し

本件第三者割当により、当社の債務は246,000,000円減少することになり、当社の事業再生計画の実現に向けた財務基盤の健全化が図られるものと考えております。

（企業行動規範上の手続き）

○　企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、株主の意思確認手続きとして平成23年８月19日開催予定の本臨時株主総会において特別決議による承認が得られることを条件としております。

９．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）

	平成 20 年 8 月期	平成 21 年 8 月期	平成 22 年 8 月期
売上高	1,170 百万円	2,007 百万円	938 百万円
営業利益	△39 百万円	△546 百万円	△227 百万円
経常利益	△65 百万円	△500 百万円	△287 百万円
当期純利益	7 百万円	△700 百万円	△405 百万円
１株当たり当期純利益	402.88 円	△37,876.44 円	△21,885.65 円
１株当たり配当金	― 円	― 円	― 円
１株当たり純資産	71,475.29 円	33,602.39 円	11,751.54 円

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 23 年６月 15 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	18,540 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―

（３）最近の株価の状況

①　最近３年間の状況

	平成 20 年８月期	平成 21 年８月期	平成 22 年８月期
始値	479,000 円	311,000 円	91,700 円
高値	501,000 円 □394,000 円	311,000 円	97,000 円
安値	344,000 円 □192,000 円	52,300 円	30,300 円
終値	309,000 円	89,100 円	32,650 円

（注）1.最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
2.□印は、株式分割（平成 19 年 12 月１日、１株→２株）による権利落ち後の最高・最低株価を示しております。

②　最近６か月間の状況

	１月	２月	３月	４月	５月	６月
始値	40,200 円	37,300 円	39,900 円	22,600 円	27,400 円	59,000 円
高値	42,350 円	39,900 円	40,600 円	30,800 円	70,000 円	69,000 円
安値	34,500 円	35,300 円	14,000 円	18,550 円	23,900 円	43,850 円
終値	36,600 円	39,900 円	22,600 円	27,900 円	63,000 円	44,300 円

③　発行決議日前営業日株価

	平成 23 年７月 20 日
始値	48,200 円
高値	48,200 円
安値	41,800 円
終値	43,000 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

１０．発行要項

発行要項は別紙をご覧下さい。

以　上

(別紙)

発行要項

1. 募集株式の種類及び名称

A 種優先株式(以下「A 種株式」という。)

2. 募集株式の数

246 株

3. 募集株式の払込金額

募集株式 1 株につき 1,000,000 円

4. 募集株式の払込金額の総額

246,000,000 円

5. 増加する資本の額

1 株当たり 500,000 円

6. 募集方法

第三者割当の方法により、以下の者に以下のとおり割当てる。

株式会社　鹿児島銀行	218 株
株式会社商工組合中央金庫	28 株

7. 出資の目的となる財産の内容及び価額

株式会社鹿児島銀行と当会社との間で締結されている平成 20 年 11 月 21 日付金銭消費貸借契約に基づき、同銀行が当会社に対して有する元本債権のうち元本金額が 218,000,000 円までの部分

株式会社商工組合中央金庫と当会社との間で締結されている平成 20 年 4 月 21 日付金銭消費貸借契約に基づき、同金庫が当会社に対して有する元本債権のうち元本金額が 28,000,000 円までの部分

8. 給付期日

平成 23 年 8 月 31 日

9. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当会社は、A種株式について、平成23年8月31日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。当会社は、平成23年9月1日以降の各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額(1,000,000円。但し、A種株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)の配当を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、平成23年9月1日以降、次回年率修正日(以下において定義する。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

A種優先配当年率＝日本円TIBOR(6か月物)＋1.50%

A種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成23年9月1日以降の毎年9月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円6か月物TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6か月物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主

及び普通登録株式質権者に先立ち、A 種株式 1 株につき 1,000,000 円(但し、A 種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。

(2) 非参加条項

A 種株主又は A 種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

A 種株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 種類株主総会における決議

当会社が、会社法第 322 条 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A 種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A 種株主は、平成 28 年 11 月 1 日から平成 32 年 11 月 1 日までの期間(以下「株式対価取得請求期間」という。)中、下記(2)に定める条件で、当会社が A 種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当会社が A 種株式の取得と引換えに A 種株主に対し交付すべき当会社の普通株式の数は、当該 A 種株式に係る払込金額の総額(但し、A 種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を本号に定める交付価額で除して算出される数(少数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。)とする。なお、A 種株式を取得するのと引換えに交付すべき当会社の普通株式の算出にあたり 1 株未満の端数が生じたときは、会社法第 167 条第 3 項に従い金銭を交付する。

イ 交付価額

交付価額は、平成 23 年 7 月 20 日に始まる連続する 30 取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配値を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)に相当する金額とする。但し、当該金額が 27,000 円を下回る場合には、交付価額は 27,000 円とする。

ロ 交付価額の調整

(a) 当会社は、A 種株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当会社の普通株式数

に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(ⅰ)ないし(ⅳ)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(ⅰ)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記(b)(ⅱ)及び(ⅳ)の場合は0円、下記(b)(ⅲ)の場合は下記(b)(ⅴ)で定める対価の額とする。

(b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(ⅰ) 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)
調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

（ⅱ）普通株式の株式分割をする場合 調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

（ⅲ）取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める 1 株当たり時価を下回る対価（下記（ⅴ）において定義される。以下同じ。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は上記(a)に定める 1 株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

（ⅳ）普通株式の併合をする場合　調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

（ⅴ）上記（ⅲ）における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な交付価額の調整を行う。

（ⅰ）当会社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。

（ⅱ）交付価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が 1 円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。

(e) 交付価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A 種株主又はA 種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の交付価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

14. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭を対価とする取得請求権の内容
A 種株主は、当会社に対し、平成 28 年 11 月 1 日以降、毎年 11 月 1 日に、A 種株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(下記(2)において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A 種株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべき A 種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額
金銭対価取得請求が行われた場合における A 種株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000 円(但し、A 種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。
「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第 461 条第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(ⅰ)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(ⅱ)本第 14 項又は第16項若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は 0 円とする。また、分配可能計算日における貸借対照表に計上されている現金及び預金の合計額から取得上限額を減じた額が150,000,000円を下回る場合は当該額とし、当該額がマイナスの場合は0円とする。

15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項の内容当会社は、平成 28 年 11 月 1 日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日の到来をもって、Ａ種株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、Ａ種株主又はＡ種登録株式質権者に対して当会社の普通株式を交付することができる(以下「株式対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するＡ種株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法
株式対価強制取得に基づき当会社がＡ種株式の取得と引換えにＡ種株主に対し交付すべき当会社の普通株式の数は、当該Ａ種株式に係る払込金額の総額(但し、Ａ種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を交付価額で除して算出される数(小数第１

位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。)とする。なお、Ａ種株式を取得するのと引換えに交付すべき当会社の普通株式の算出にあたり１株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

16. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容
当会社は、平成23年9月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、A 種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A 種株主又はA 種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額
金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(但し、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

17. A種株式の買受け

当会社は、法令の定めに従い、いつでもA種株式の全部又は一部を買受け、これを消却することができる。

18. 取得請求受付場所

日本証券代行株式会社

19. 詳細の決定

上記に記載の条件の範囲内において、A 種株式に関し必要なその他一切の事項は、代表取締役又は代表取締役の指名する者に一任する。

20. その他

上記各項は、各種の法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。